



社協版 10月ふれあい子育て広場

仙北市社会福祉協議会では未就園のお子さんご家族の方を中心に「子どもに起こりやすい事故の予防と手当・実際かかりやすい病気と看病の仕方」を皆さんと学びたいと思い企画しました。ぜひ参加してみてください!!

- 日時／10月11日(金) 10:00～11:00
- 場所／田沢湖総合開発センター
- 内容／幼児の事故防止と手当について
講師：日本赤十字社秋田県支部 稲岡一枝さん
- 募集定員／未就園のお子さんご家族 10組
- 申込締切／10月4日(金)
- 申込・問合せ／仙北市社会福祉協議会 田沢湖支所 ☎43-1368



お一人での参加も大歓迎! 「ママ・パパ学級」のお知らせ

平成25年11月から平成26年1月まで出産予定のママ・パパを対象に、「ママ・パパ学級」を開催します!

赤ちゃんの沐浴やパパの妊婦体験、母乳栄養や母親の栄養について、皆さんと楽しく学びましょう!

- 日程／9月30日(月) 13:30～15:30
- 受付時間／13:00～13:20
- 内容／参加者全員：赤ちゃんの沐浴説明
講師：市立角館総合病院 助産師
- ①沐浴・パパ体験コース：先着9組
パパの沐浴体験、パパの妊婦体験
- ②沐浴・母乳育児コース：申込制限なし
◎母乳育児について
講師：市立角館総合病院 助産師
- ◎ママの上手な食事のとり方
講師：保健課栄養士
- 会場／健康管理センター(角館交流センターとなり)
- 申込締切日／9月24日(火)
- 申込・問合せ／仙北市保健課 ☎55-1112

平成26年度 「児童福祉週間」標語の募集について

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っていますが、平成26年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集します。詳細については、(一財)こども未来財団のホームページ <http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/> をご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

- 募集期間／9月2日(月)～10月21日(月)
- 募集内容／元気で頑張る子どもたちを応援する標語や未来に向けて子どもたちからのメッセージとなる標語
- 主催者／厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(一財)こども未来財団
- 申込・問合せ／(一財)こども未来財団 事業部 標語募集係 ☎03-5510-1833



もっとステキな あなたになるための一歩 健診の結果説明会が始まります

皆さん今年の健診結果はどうでしたか?
ホッとした、もう少し気をつけなきゃな～… いろんな思いが湧いたなかで、今日からできる「一歩」を保健師・栄養士がお手伝いします!
次の日程で特定健診等の結果の説明会を行います。
健診の結果をお持ちになって、お近くの会場までお越しください

【日程】

相談日	受付時間	会場
9月30日(月)	10:00～11:00	戸沢会館
	14:00～15:00	紙風船館
10月1日(火)	10:00～11:00	桧木内地区公民館
	14:00～15:00	瀧野会館
10月2日(水)	10:00～11:00	西荒井会館
	14:00～15:00	西木保健センター

- ◆持物／健診結果通知書等、健康手帳(お持ちの方)
- ◆問合せ／仙北市保健課 ☎55-1112



国民年金 だより

専業主婦(夫)の 年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっていた主婦が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

主婦年金からの切り替えの手続きが、2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きを!

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫(第2号被保険者)に扶養されている妻(専業主婦/第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発

生じます。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※)妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

◎手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

◎保険料納付で年金額アップ!
手続きをすることにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます(最大10年分)。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

◎詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル0570・011・050、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。